

議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和 6 年度第 4 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 14 番 榎戸委員さん、第 3 番 森田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

7 月 5 日 農業経営者クラブ総会 霞共益会館 加藤会長にご出席をいただきました。7 月 9 日 農業委員会地区別連携会議 日の出町役場 加藤会長、石川職務代理にご出席をいただきました。7 月 11 日 青梅市地域経営基盤強化促進計画検討会 議会大会議室 加藤会長、町田部会長にご出席をいただきました。諸報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」3 件を上程いたします。

それでは、整理番号 1 番 2 番について、石川委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 11 番 石川です。

整理番号 1 番について説明します。

7 月 18 日 日本人立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

委員

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

この田んぼ6筆は並んでいます。ここは今寺天皇塚水田と言い、水田を大きく北と南に分けて、毎年交互に作付けを行っている田んぼです。今年は南側が田んぼで、6筆とも南側にあり、きれいに稲が作付けされていました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここの3筆は一団の畑で、ビニールハウスが3棟と植木が植えられていました。1つのハウスには、ネギ、ニンジン、ナス、カボチャが作られており、残りの2つのハウスは、何も植えられていませんでしたが、この後ツツジの挿し木をするハウスと、小松菜を作るハウスと分けて作る予定だそうです。植木の方は、サルスベリ、コブシ、ゴールドライターと植えられており、他には挿し木や種を取るために母樹として、ユキヤナギ、ツツジ、サザンカがありました。

地番、地目畑、面積

この畑には、ネギ、東京都の委託苗木のオオムラサキツツジが2千本ほど、ウメ、サルスベリが植えられており、空いているところもありましたが耕耘されておりました。さんは植木生産農家ですが、ここ最近、植木が植えられておらず野菜を栽培していますが、これからは主に植木を作っていきたいとのことで、畑の中の樹形が良い木を残して、母樹として種を取って、その他は順次撤去し、また違う作物を作っていく予定だそうです。畑として管理されていることを確認しました。よろしくご審議お願いします。

整理番号2番について説明します。

7月18日本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

委員

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

この畑は自宅前で、施設栽培用のガラスハウスが2棟あり、1棟は屋根が3連の大きいハウスでした。この大きいハウスには、3分の2程度トマトが栽培されていましたが、収穫も最後ということで片付け始めている柵もありました。トマトの後は、緑肥を蒔いてキュウリを栽培する予定だそうです。残り3分の1は、販売用の野菜苗を作っていました。一部には小ぶりのカボチャで、カボチャが空中ネット栽培がしてあり、植え付け株数は少ないのですが、今回うまく出来たら来年は多く作付けしたいと話していました。もう一つのハウスは、販売用の野菜苗や稲の苗が作ってあり、この後も順次、野菜苗を栽培していく予定と話していました。以上、良好に管理していることを確認しました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号3番について、松永委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 松永です。

整理番号3番について説明します。

7月19日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

耕作状況は年間20数種類を作付けしているそうです。現在は、ニンジン、ナス、キュウリ、トマト、サトイモ、カボチャ、ゴーヤ、インゲン、サニーレタス、ニラ、収穫の終了したものはバレイショ、ハウレン草だそうです。果樹は柿、ミカン、梅、ブルーベリーが植されていました。他、空地につきましては、除草が隅々まで行き届いていまして耕耘されていました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」3件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和5年9月17日に亡くなられたため、相続人である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、7月16日に野村委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

事務局

整理番号 2 番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和５年７月１７日に亡くなられたため、
相続人である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑
地法第１０条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われ
たものでございます。

現地調査でございますが、7月19日に鈴木委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、野村委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号 2 番 野村です。

整理番号 1 番について説明します。

7月16日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

2筆は1団の畑でブルーベリーが主に栽培されていました。あと栗が3本、夏野菜が栽培されていました。多少草が目立ちましたが耕作されていました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号２番について、鈴木委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号 13番 鈴木です。

整理番号2番について説明します。

事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

現状、草が生えている状況でした。昨年も指導された所だと思います。こちらは本人が草刈りが出来ないということで、詳しいことは本人が立ち会っていないのでわかりません。よろしくご審議お願いします。

質疑1 影山委員

草刈りが出来ないというのはどういうことなのでしょうか？

鈴木委員

さんは代表役員になっていますが、実際の管理は名義とは違って貸しているそうです。昨年も指導されたようですが出来ないとのこと。

影山委員

それで継続でいいのでしょうか？

事務局

こちらの主たる従事者ですが、今後生産緑地を解除するために出される書類でして、生産緑地を解除して、今後宅地か何かに変更される場所なのではないでしょうか。

加藤会長

管理者が違うということですが、管理者との話は出来ているのですか？

事務局

事務局としては指導文を昨年出しました。

加藤会長

もしこれがダメだとなったらどうなるのですか？

事務局

生産緑地の買い取りは不可となります。

加藤会長

出来れば早いうちに草を刈って、耕作している状態にしてもらわないと許可出来ませんとしないと、これからはこのような例が増えてくると思います。一生懸命農業をしている人も、年齢が上がってくれば、このような買取申し出も、貸借がきちんと出来ていればいいのですが、出来ていないとこのような状況が増えてくると思うので、まずは草がない状況、畑として使える状況を作っていただかないと、宅地にするからいいでしょという話はどうなのでしょう。

新井委員

宗教法人的なものはどうなのでしょう？

事務局

農地台帳上も宗教法人の役員として所有されているという形になっています。登記簿上もそのような形になっています。

影山委員

院は院で宗教法人として持っていて、農地は農地として生産者として持っているはずなので、宗教法人の方は農業をやっているならば問題ないのですが、宗教法人として保持しているというのは問題が出てくるはずなのですが…宗教法人でもっているのは認められるのですか？

事務局

登記簿上、所有者の名前が宗教法人というのは他にも実際にあります。手元の登記簿を見ますと、所有権が移転されたのが昭和28年9月3日になっていまして、当時は農地法が施行されていないときに所有権移転する形でしたので、名義も さんになっていまして、農地法の網にかからずに昔から持たれていたのかと思います。

加藤会長

出来れば私たちが見て、これから畑が出来るんだなという状況だったらいいと思うのですが…このまま草がたくさんある状況の中でいいとなってしまうと良くないので、出来れば次回もう一度出していただいて、その時には草が刈ってあり耕耘出来ていけばいいかなと思うのですが、皆さんどうでしょうか。

議長

2番は次の農業委員会を出していただくということでお願いします。

1 番について採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[举手 14 名]

挙手14名により、可決されました。

よって、議案第２号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」１件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者 証明について」 1 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1 件を御説明いたします。議案の 3 ページを御覧ください。

整理番号 1 番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和５年１月２７日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、7月18日に鈴木委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、鈴木委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号1番について説明します。

ここは天野推進委員の担当地区なのですが、私が担当いたしました。

7月18日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

上の4筆は一団の畑になっています。栗が40本くらいあり、空いている所に、ジャガイモ、ミョウガがありました。現状は草が生えていたのですが、栗の収穫は8月末頃になるそうで、少なくとも7月に1回、栗の収穫前に1回、草刈りをするとのことでした。栗の出荷はしてなくて、栗の本数は多いのですが生産量が少ないので、ご近所に配ったりして全て消費しているとのことでした。

地番、地目畑、面積

こちらは除草もされきれいに管理されています。お茶、柿、ネギ、トマトが栽培されていて、全体の面積でいうと1、2割でしょうか、残りの所は何も栽培されていない状況でした。それにつきましては、夏野菜など栽培していただくとか、果樹等を植えていただくとか、そういう指導をお願いしまして、今後もしっかり管理していくとのことでした。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」8件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」を御説明申し上げます。議案の4ページを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《議案参照。読み上げる》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

事務局

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。本案件については、農地所有適格法人であるため、適用致しません。

次に第2項第3号。本案件についても、信託ではございませんので、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については 榊を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月24日に新井委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号2番

こちらは、譲渡人の さん から、譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

事務局

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、茶・露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月19日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号3番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの
売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月19日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号4番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の
さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

事務局

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、栗を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月19日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号5番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の
さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月19日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号6番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さん
への売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

事務局

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、果樹・露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月19日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号7番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の
さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、果樹・露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月19日に鈴木委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号 8 番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さん
への売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

事務局

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月19日に宿谷委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

整理番号2番から6番までは高山委員さんですが、補足説明があれば順次お願いします。

委員

議席番号9番 高山です。

整理番号2番について説明します。

7月19日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

ここは数年前に元の所有者が亡くなられた後、住宅と畑、お茶畑となっておりましたが放置状態となっております。ここを譲受人、住所が練馬区となっておりますが、同じ地域内に ファームという障がい者就労支援施設を開設していきまして、近くの畑で農作業など、自立を支援する事業を行っているようです。今後、お茶畑も利用していきたいと話していました。元の所有者が、一時バスのレンタル業を行っていた関係で、地番の一部には放置のマイクロバスと残骸がありました。これは譲渡人の方で片付けるという約束になっているとのことです。

整理番号3番について説明します。

7月19日 譲受人の父親立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

この場所は成木川との間に屋敷があったのですが、そこを含めて竹林が浸食してきて現在は雑草が繁茂している畑です。畑は伐採を終えて積み上げてありました。今後片づけを行いながら露地野菜の栽培をするということでした。

委員

整理番号4番について説明します。

7月19日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

ここは栗の林と梅の木がありまして、今後そのまま利用していきたいとのことでした。本人は隣接した寺の住職をしており、家族共々、耕作管理していると思います。

整理番号5番について説明します。

7月19日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

ここは本人の住居と隣接しており、トマト、ナス、ピーマン、キュウリなどの夏野菜が作付けしてありました。今後も自家用の露地野菜を作付けしていくとのことでした。

整理番号6番について説明します。

7月19日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

道路に面した住居に譲渡人が住んでいるそうなのですが、ここを売買取得し接続した北側の畑も合わせて取得するそうです。現地にはキウイ、柿、栗、ミカン、柚子、イチジクなどの果樹類と、ミョウガなどが植えられていました。8月には越してくるとのことです、今後も同様に耕作管理していくとのことでした。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号7番について、鈴木委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号7番について説明します。

7月19日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人が同じ名字ですが友人関係だそうです。ここは傾斜地で、家の周りに杉などが植わっていて山に入るような所です。譲渡といっても無償の譲渡ということだそうです。現状につきましては、整理も草刈りも済んでいて、柚子が数本と

キウイが植えてありました。面積の割には耕作されているのが少なく、今後、耕作し果樹類を植えていただくように伝えました。ただ鹿の被害が多くて植えたものが収穫できないという悩みがあるということでしたが、今後果樹をしてくれるということでした。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号 8 番について、宿谷委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 宿谷です。

整理番号 8 番について説明します。

7 月 1 9 日 本人立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

ここは畑にするには整理しないと厳しい所です。だいぶ荒れていてビニールハウスがボロボロで、倉庫はゴミがあるので片付けないと使えない状態です。梅の木の剪定もしていません。本人は、来年 3 月までには整理整頓して畑にし、無農薬の夏野菜を作りたいとおっしゃっておりました。私も前の道をよく通るので様子を見ていきたいなと思います。よろしくご審議お願いします。

議長

整理番号 9 番は町田委員さんに関係するものでございますので、先に整理番号 2 番から 8 番の採決を行います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 3 名]

挙手 1 3 名により、可決されました。

よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」7 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

それでは、整理番号 9 番の審議に入りますが、会議規則第 10 条の規定により審議が終了するまでの間、町田委員さんには退席いただきます。

[町田委員の退席を確認]

議長

次に議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請について」１件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへ
の売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月16日に影山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

それでは整理番号 9 番について、影山委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 影山です。

整理番号 9 番について説明します。

現在、一部を J A 西東京さんに貸しているそうで、その後 さんは露地野菜をやると聞いています。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手 12 名により、可決されました。

よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」残り 1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。整理番号 9 番の審議が終了しましたので、町田委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

[町田委員の着席を確認]

議長

次に議案第 5 号「農業委員会による非農地証明について」1 件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第 5 号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは、整理番号 1 番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第 5 号 別紙 1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。（願出者・地番・面積を読み上げる）

《議案第 5 号別紙 2》は現況写真及び、写真方向図となっております。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は 7 月 19 日に高山委員さんで行いまして許可するに相当であるとの判断をいただきました。また、加藤会長、町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

以上でございます、よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1 番について、高山委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号 9 番 高山です。

整理番号 1 番について説明します。

事務局の説明された通り、現地は名前の分からない大木で覆われている状態で、畑への復旧は困難であろうということです。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。

賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手 13 名により、可決されました。

よって、議案第 5 号「農業委員会による非農地証明について」1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」3 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の 7 ページを御覧ください。

事務局

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

《整理番号1番 議案参照 読み上げ》

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第6号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2024年9月1日から2034年8月31日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第6号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、
さんは認定農業者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、

事務局

現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、7月16日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号2番を御説明いたします。

《整理番号2番 議案参照 読み上げ》

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第6号別紙3を御覧ください。

こちらは 規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2024年9月1日から2034年8月31日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第6号 別紙4》の調書を御覧ください。

事務局

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、
さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、7月19日に宿谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号3番を御説明いたします。

《整理番号3番 議案参照 読み上げ》

事務局

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第6号別紙5を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2024年9月1日から2039年8月31日までの15年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第6号 別紙6》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、 さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

事務局

現地調査につきましては、7月18日に宿谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして、町田委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号12番 町田です。

整理番号1番について説明します。

7月16日 本人立会いの下、現地調査を行いました。

ここはブルーベリー、ローズマリーなどが植えてありました。養蜂をやるということで、果樹を植えてはちみつを取るのはいいいのではないかと思います。草刈りもしてありきれいにしていました。よろしくご審議お願いします。

議長

整理番号2番3番について、宿谷委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 宿谷です。

整理番号2番について説明します。

7月19日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

草が伸びていまして、草刈りと耕耘が必要な土地です。 さんに計画を聞いたところ、秋にニンニク、タマネギ、来年の3月から4月にはサツマイモなどを植えたいとのことでした。市内のあちこちで畑仕事をしているということでしたので、きちんとやっていただけたと思います。

委員

整理番号3番について説明します。

7月18日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

この土地は荒れていまして、木の伐採、伐根、草刈り、耕耘をしないと畑にはならない土地です。 さんが言うには、今後この土地はトラクターをかけて、来年春までには露地野菜を作りたいとのことでした。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(変更)」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の8ページを御覧ください

事務局

こちらは営農型発電の申請となっており、営農型発電とは「農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間において太陽光発電設備等により発電を行うこと」です。実際に営農型発電が行われた場合、農地の上空で太陽光発電を行いながら、農地を耕作し続けるという形になります。この営農型発電を行うためには、支柱部分についての農地法第4条1項または第5条1項の許可が必要となり、加えて、太陽光パネル等を設置する者と畑を耕作する者が異なる場合は地上権を設定するために農地法第3条1項の許可が必要となります。

《議案参照。読み上げ》

本件は令和5年7月総会で審議していただいた、富岡の農地法第5条1項の許可変更手続きになります。変更となっている点につきましては、議案第7号別紙1の土地利用計画図をご覧ください。下の方にキュービクルや一号柱の箇所が今回の変更申請になります。具体的な変更につきましては、以前の計画ではキュービクルの周りにフェンスを設置する予定ではなかったのですが、電気関係法令上設置する必要があったため、今回の申請を通しての変更となります。フェンスを設置したことにより、フェンス内部の農地の利用ができないため、農地法第5条1項の農地転用の手続きが必要となります。フェンス内部の面積である、7.36㎡が追加される形で地番の転用面積が以前の4.491㎡から11.851㎡に変更となります。

本案件の計画変更は軽微なものであるため、東京都にも確認し調整をしております。

よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございますか。

議長

議案第7号に関して分かりにくいという意見が出ましたので、変更前と変更後の数字を入れてもらい、どこが変更したのか分かりやすいものを次回までに用意していただきたいと思います。

議長

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、4件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、4件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、13件で3ページから5ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時25分から開会いたします。